

事務連絡
令和2年9月9日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症に係る学校欠席者・感染症情報収集システムの
入力について（周知依頼）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

「学校欠席者・感染症情報収集システム」については、令和2年4月14日付け事務連絡において入力等をお願いしているところです。

「学校欠席者・感染症情報収集システム」において、新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒等の欠席状況等を踏まえ、下記のとおり入力項目が変更となっています。

つきましては、感染症の早期発見とまん延防止のため、出席停止等の基準を確認のうえ、新型コロナウイルス感染症に係る入力等について、下記のとおり徹底をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについては、以下のとおりです。

指導要録上、 「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	<u>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</u>	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者に特定された者 ③発熱等の風邪症状がみられる者 ④（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認められた日」として扱う場合	⑤医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ⑥感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

*③～⑥の出席停止理由としては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため」等の記載が考えられます。

- 2 新型コロナウイルス感染症に関する欠席及び学校（学級）閉鎖の事由については、以下の点に留意し入力してください。

児童生徒自身に発熱等の風邪症状があり自宅休養している場合

→ 事由「発熱等による」を選択し入力

同居している家族等に発熱等の風邪症状があり自宅休養している場合

→ 事由「家族等のかぜ症状による」を選択し入力

濃厚接触者に特定された場合

→ 事由「(新型コロナウイルス感染症) 濃厚接触者」を選択し入力

新型コロナウイルス感染症と確定された場合

→ 事由「新型コロナウイルス感染症」を選択し入力

保護者が感染への不安から休ませている場合

→ 「事故欠・忌引等入力」の「その他」で計上

*学校欠席者・感染症情報収集システムから「欠席者入力画面」に入ると、中央に黒字で「施設名：〇〇学校（自校名）」が表示されています。
その右下に青字で示されている「事故欠・忌引等入力」から入力してください。

(参考) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020.9.3 Ver.4)

〈問い合わせ先〉

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県教育委員会事務局保健体育課

学校保健担当